冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先)京都府知事	令和 6年 7月 31日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府長岡京市勝竜寺近竹1番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 プレミックアス 代表取締役 川崎 潔

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等		前年度				
	第一種特定製品の種類	年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数	
	エアコンディショナー	- 7台	0 台	0 台	7 台	
	冷蔵機器及び冷凍機器	2 台	0 台	0 台	2 台	
前年度に第一種特定製 品に充塡及び回収を 行った冷媒用代替フロ ンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充塡量		代替フロン回収量		
	エアコンディショナー	- 0	キログラム	0	キログラム	
	冷蔵機器及び冷凍機器	17	キログラム	0	キログラム	
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使用時	・第一種フロン類充塡回収業者への委託等 ・整備発注時の管理者名の確実な伝達				
	廃棄時	・フロン類の適切な引き渡し ・回収依頼書/委託確認書の交付・保存、 ・引取証明書の保存(行程管理制度)				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使用時	・第一種フロン類充塡回収業者への委託等 ・整備発注時の管理者名の確実な伝達				
	廃棄時	・フロン類の適切な引き渡し ・回収依頼書/委託確認書の交付・保存、 ・引取証明書の保存(行程管理制度)				
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	製造・輸入するフロン類の低GWP化・フロン類以外への代替					
特記事項	いけ、地球温暖化対策					

- 注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン(HFC)をいいます。
 - 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第3項に規定する機器をいいます。